令和９年度

角田市保育施設（２号・３号認定）利用案内

この案内は、角田市における認可保育施設の利用に関する手続き等について記載しています。入所後の諸手続きについても記載されていますので、退所まで大切に保管してください。

もくじ

１	保育施設の紹介	P2
２	給付認定	P6
３	給付認定の申請及び利用の申込み	P11
４	申請に必要な書類	P12
５	利用調整	P14
６	利用者負担額（保育料）	P17
７	給付認定後	P18
８	記入例	P22



■お問い合わせ先■

角田市市民福祉部子育て支援課

所 在 地　　角田市角田字柳町 35-1
角田市総合保健福祉センター
（ウエルパークかくだ）内
電　　話　　0224-63-0134
Ｆ Ａ Ｘ　　0224-63-3975
E-Mail　kodomo@city.kakuda.lg.jp

1　保育施設の紹介

保育施設は、保護者が就労、病気などの理由により、お子さんの保育ができない場合に、保護者に代わってそのお子さんの保育を行うところです。

保育施設の利用にあたり、申込み対象となる市内の保育施設は次のとおりです。

■角田市保育施設一覧

公私	施設種別	施設名	所在地	利用定員	対象年齢（クラス）
公	保育所	中島保育所	角田字中島上 57-4	151 名	4 か月～就学前まで
私	保育所	角田光の子保育園	角田字柳町 35-3	140 名	3 か月～就学前まで
	認定こども園	なかよしこどもえん（※1）	角田字牛舘 59-1	80 名	2 か月～就学前まで
	小規模保育事業 A 型	角田なかよし保育園	小田字大原 2-7	12 名	2 か月～2 歳児まで
	小規模保育事業 A 型	キッズフィールド角田旭町園	角田字旭町 30-1	12 名	生後 57 日目～2 歳児まで
	小規模保育事業Ｃ型	さくら保育園	梶賀字東南 61-1	９名	10 か月～2 歳児まで

注　定員はクラス年齢で区分され、すでに利用中のお子さんを除いた数が募集人数となります。

注　小規模保育事業は、２歳児までの利用となるため、２歳児は同年度３月で卒園となります。
３歳児からは、別途新たに連携施設へ入所することとなります。

※1「なかよしこどもえん」は、保育所として利用を希望するお子さんが申込みの対象となります。
（幼稚園利用で希望する場合は、直接施設へお申込み下さい。）

■クラス年齢

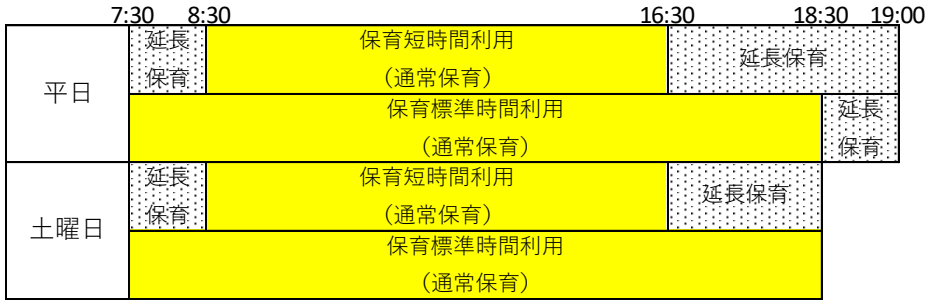
学校の「学年」のように生年月日により決められたクラス年齢によりクラス分けを行います。

各年度４月１日現在の年齢がクラス年齢となります。

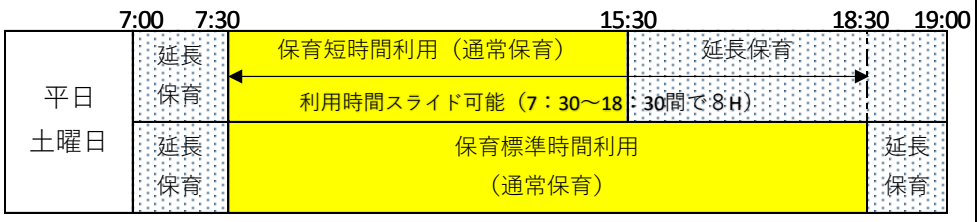
年度途中で誕生日を迎えても、年度末までクラス年齢は変わりません。

※0 歳児は、利用開始日時点で保育施設の受入月齢に達している必要があります。

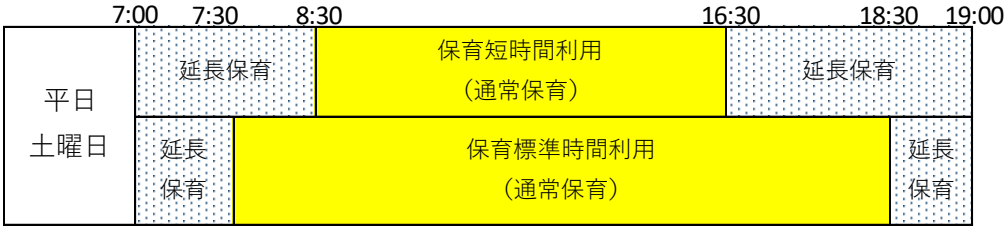
〈公立保育所〉

施 設 名	中島保育所　　住所地：角田字中島上 57-4　　電話：0224-63-2135
開所時間	平日：午前７時 30 分～午後７時 00 分　土曜日：午前７時 30 分～午後６時 30 分
保育年齢	４か月～小学校就学前まで
保育方針	一人ひとりの子どもの心身状態を把握しながら、発達の援助を行い、明るく元気で豊かな人間性を持った子どもの育成に努めていきます。
利用時間	 ・延長保育は、保護者の勤務状況等により利用することができます。 ・延長保育料金　１時間あたり 1,000 円（月額）　※18:30～19:00 は 2,000 円（月額）
給　　食	あり（自園調理） 全年齢アレルギー対応　３歳以上児は米飯持参、副食費として月額 4,500 円を徴収

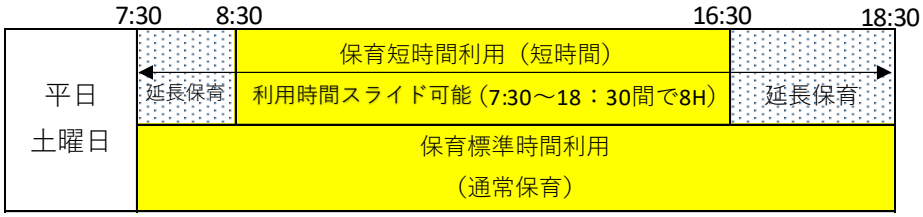
〈私立保育所〉

施 設 名	角田光の子保育園　　住所地：角田字柳町 35-3　　電話：0224-87-7513
運営主体	社会福祉法人　光の子児童福祉会
開所時間	午前７時 00 分～午後７時 00 分
保育年齢	３か月～小学校就学前まで
保育方針	キリスト教の精神と保育所保育指針に基づき、一人ひとりの子どもたちが、かけがえのない大切な時期を輝いて過ごし、心の育ちを大切にしながら、遊びの中から色々な発見ができるような保育を目指しています。
利用時間	 ・保育短時間認定の場合、7：30～18：30 の範囲内で、保護者の就労状況等に応じて、利用時間（8H）を設定することができます。　※詳細については園にご相談ください。 ・延長保育は、保護者の勤務状況等により利用することができます。 ・延長保育料金　30 分あたり 100 円（１回）　※標準時間の利用者が 7:00～7:30，18:30～19:00 を利用した場合に該当 1 時間あたり 100 円（１回）　※短時間利用者が該当
給　　食	あり（自園調理） 全年齢アレルギー対応　完全給食（3 歳児以上は給食費[主食代＋副食費]として月額 6,000 円を徴収）

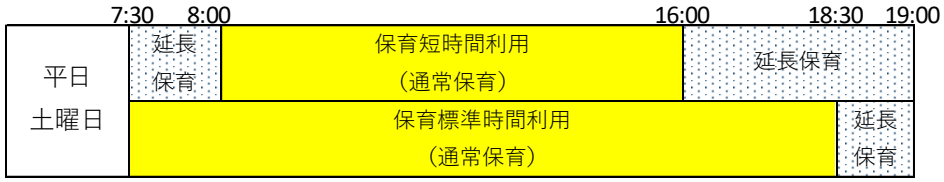
〈認定こども園〉

施 設 名	なかよしこどもえん　　住所地：角田字牛舘 59-1　　電話：0224-87-6681
運営主体	社会福祉法人　角田共育ち会
開所時間	午前７時 00 分～午後７時 00 分
保育年齢	２か月～小学校就学前まで
保育方針	なかまとともにあそびを中心とした、より楽しく、よりおもしろい生活の中で、自ら考え行動することによって子ども自身が力を獲得していけるように環境を整えます。
利用時間	 ・延長保育は、保護者の勤務状況等により利用することができます。 ・延長保育料金　30 分あたり１00 円（1 回） 1 時間あたり200 円（1 回）
給　　食	あり（自園調理） 全年齢アレルギー対応　完全給食（3 歳児以上は給食費[主食代＋副食費]として月額 6,000 円を徴収）

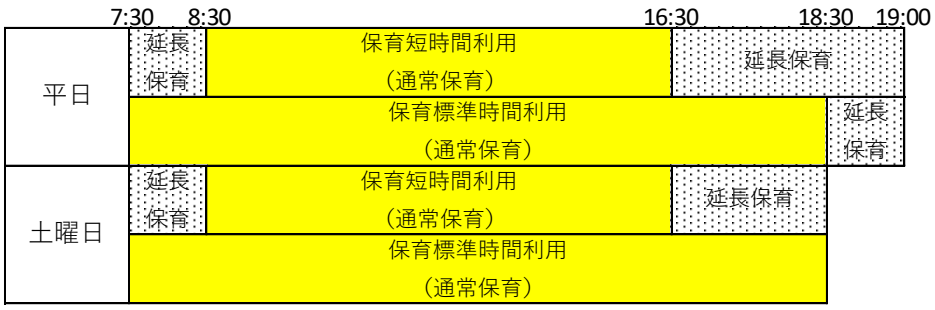
〈小規模保育事業 A 型〉

施 設 名	角田なかよし保育園　　住所地：小田字大原 2-7　　電話：0224-62-0647
運営主体	特定非営利活動法人　かくだ共育ちの会
開所時間	午前７時 30 分～午後６時 30 分
保育年齢	２か月～2 歳児まで ※連携施設…なかよしこどもえん
保育方針	子どもが安全な環境の中で、安心して友だちと遊び、それらの生活をとおして自ら感じ、考え、表現し、自分の要求を実現していくことを大切にします。
利用時間	 ・保育短時間認定の場合、7：30～18：30 の範囲内で、保護者の就労状況等に応じて、利用時間（8H）を設定することができます。 ・延長保育は、保護者の勤務状況等により利用することができます。 ・延長保育料金　30 分あたり１00 円（1 回） 1 時間あたり200 円（1 回）
給　　食	あり（自園調理） 全年齢アレルギー対応　完全給食

〈小規模保育事業 A 型〉

施 設 名	キッズフィールド角田旭町園　　住所地：角田字旭町 30-1　　電話：0224-86-5236
運営主体	株式会社　佐藤商会
開所時間	午前７時３０分～午後７時００分
保育年齢	生後 57 日目～2 歳児まで ※連携施設…中島保育所
保育方針	一人ひとりの「やってみたい！」を大切に。 様々な体験を通して生きる力を育てます。　　インスタグラムはこちら⇒
利用時間	 ・保育短時間認定の場合、8:00～16:00 の間で利用することができます。 ・延長保育は、保護者の勤務状況等により利用することができます。 ・延長保育料金　短時間保育利用者・・３，０００円(月額) 標準時間利用者・・・１，０００円(月額)
給　　食	あり（自園調理） 全年齢アレルギー対応　完全給食

〈小規模保育事業 C 型〉

施 設 名	さくら保育園　　住所地：梶賀字東南 61-1　　電話：0224-62-4781
運営主体	個人（園長　伊藤　あゆ子）
開所時間	平日：午前７時 30 分～午後７時 00 分　土曜日：午前７時 30 分～午後６時 30 分
保育年齢	１０か月～2 歳児まで ※連携施設…角田光の子保育園
保育方針	一人ひとりの個性、発達に応じたきめ細やかな家庭的な保育を行っています。 子どもの興味・関心に沿った遊びや季節ごとの活動を通し、豊かで健やかな心をはぐくみ、保護者、子どもとの信頼関係を大切にし、楽しく安心できる環境作りに努めています。
利用時間	 ・延長保育及び土曜午後保育は、保護者の勤務状況等により利用することができます。 ・延長保育料金　１時間あたり 1,000 円（月額）　※18:30～19:00 は 2,000 円（月額）
給　　食	あり（自園調理） 全年齢アレルギー対応　完全給食

■延長保育について

必要な方は各施設に直接申込みを行い、延長保育料の支払方法は施設より別途案内があります。

2　給付認定

保育施設を利用する場合、市から給付認定（2 号・3 号認定）を受ける必要があります。

給付認定は、保育に通常要する費用（運営費、人件費等）を補てんする施設型給付及び地域型保育給付を受けるために必要な認定です。年齢や保育の必要性によって区分されています。これらの給付は、保護者に代わり保育施設が受領する仕組み（法定代理受領）となっています。

保護者が「保育の必要性（就労している等の理由によりお子さんを保育することができない場合）の事由」に該当している場合、2 号認定・3 号認定として認定します。

認定区分	対象年齢	保育の必要性の有無	利用施設
1 号	満 3 歳以上	なし	幼稚園、認定こども園（教育標準時間利用）
2 号	満 3 歳以上	あり	保育所、認定こども園（保育標準・短時間利用）
3 号	満 3 歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育標準・短時間利用） 小規模保育事業所

（1）認定の事由

角田市に居住している保護者が次のいずれかの「保育の必要性の事由」に該当しており、家庭において保育ができない場合に認定を行います。

1	**就　　労**	1 か月に **64 時間以上**の労働（パート、内職、派遣、自営、就農を含む）を常態としていること。 就労時間には、通勤時間及び残業時間は含まず、法定休憩時間を含む。
2	**出　　産**	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
3	**疾病・障害**	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。
4	**介護・看護**	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
5	**災害復旧**	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
6	**求職活動**	求職活動（起業準備、利用内定後に求職活動を行う予定を含む）を継続的に行っていること。
7	**就　　学**	学校または職業訓練校に在学していること。（※1）
8	**虐待・DV**	虐待や DV のおそれがあること。
9	**育休継続**	育児休業取得時に、既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
10	**そ の 他**	その他市長が認める場合

※1　保育を必要とする頻度は、就労の「事由内容」を準用します。

（2）認定の有効期間（保育施設を利用できる期間）

保育の必要性の事由	認定の有効期間（※1）
就　　労 疾病・障害 介護・看護 災害復旧 虐待・DV	子どもの小学校就学前まで
出　　産	出産予定日の８週間前（多胎児の場合は出産予定日の 14 週間前）の属する月の初日から出産日より８週間を経過した日の月末まで （子どもの小学校就学前までの方が短い場合その期間）
求職活動	有効期間の開始日から 90 日を経過する日の属する月の末日まで （子どもの小学校就学前までの方が短い場合その期間）
就　　学	入学日の属する月の初日から卒業予定日の属する月の末日まで （子どもの小学校就学前までの方が短い場合その期間）
育休継続（※2）	育児休業開始日の属する月の初日から終了日の属する月の末日まで （子どもの小学校就学前までの方が短い場合その期間）
そ の 他	市長が必要と認める期間

※1　３歳未満のお子さん（３号認定）は、上表で「子どもの小学校就学前まで」に該当する場合でも、満３歳の誕生日を迎える前々日までが有効期間となります。満３歳の誕生日前日に「2 号認定」に切り替わり、有効期間は「子どもの小学校就学前まで」となります。

有効期間内でも、「保育の必要性の事由」に当てはまらなくなった場合、認定は取り消され、退所となります。

※2　**継続児のみが対象となります。新入児として申し込む場合は、「育休継続」での認定・利用はできません。**

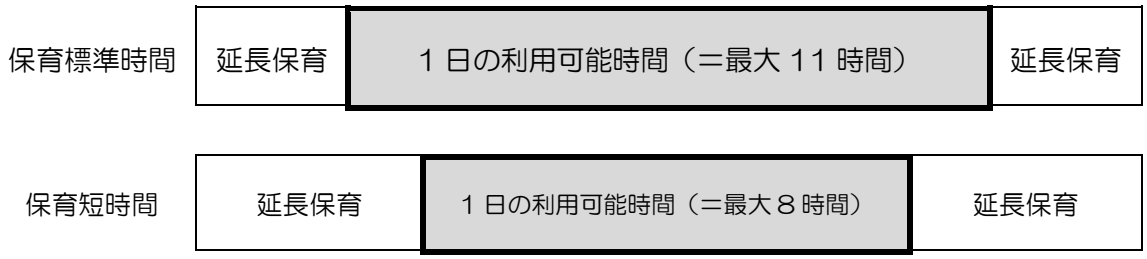
（3）保育必要量（保育施設を一日に利用できる時間）

保育の必要性の事由や状況により、保育標準時間と保育短時間の 2 つの区分に分けて認定されます。（具体的には、次ページ「給付認定（2 号認定・3 号認定）の基準表」により決定します。）

<table>
<tr><th>保育の必要性の事由</th><th>保育標準時間（最大 11 時間）</th><th>保育短時間（最大８時間）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">就　　労
就　　学</td><td>月 120 時間以上の就労（就学）</td><td>月 64 時間以上
120 時間未満の就労（就学）</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労（就学）時間には、通勤（通学）時間は含まず、法定休憩時間を含みます。
勤務時間にかかわらず、月の就労時間の合計によって保育必要量を決定します。</td></tr>
<tr><td>疾病・障害
介護・看護
そ の 他</td><td colspan="2">状況に応じて設定</td></tr>
<tr><td>出　　産
災害復旧
虐待・DV</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>求職活動
育休継続</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

保育標準時間に該当する場合でも、保育短時間を希望される場合は、保育短時間として認定します。父母どちらかが保育短時間に該当すれば、保育短時間として認定します。

認定された時間は、利用することが可能な最大限の時間（利用可能時間）です。実際の利用は、開所時間・利用可能時間の範囲内で家庭保育を行うことができない時間帯に限られます。



給付認定（２号認定・３号認定）の基準表

保育の必要性の事由	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・ 保育短時間の区分
就労	(1)居宅外で月 64 時間以上労働することを常態としているものであって、次のものを含む。 ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。 イ 勤務先が決定又は内定しているもの。（利用開始後、１か月以内に就労するもの。(2)も同じ。） (2)居宅内で原則として月 64 時間以上事業の営業、又は事業専従者として労働することを常態とするもの。（内職従事者を含む。）	a 週３０時間（月 120 時間)以上就労する場合は保育標準時間の区分とする。 b 月６４時間以上就労する場合は保育短時間の区分とする。ただし、アに該当する場合は除く。
出産	(1)保護者が出産又は出産予定日の前後各８週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。 (2)出産は妊娠８５日以上の分娩とし、死産及び流産を含むものとする。	保育標準時間の区分とする。
疾病・障害	(1)治療又は療養の期間が原則として１か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、月１６日以上かつ週１６時間以上の安静が必要で、児童の保育に支障があると認められるもの。 (2)保護者が療育手帳の交付を受けているもの。 (3)保護者が身体障害者手帳の交付を受け、１級から４級に判定されたもの。 (4)保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5)保護者が(2)～(4)の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育に支障があると判断されるもの。	保護者の状況により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。
介護・看護	(1)親族が治療等に原則として１か月以上の期間を要するもの。（疾病には負傷を含む。） (2)親族が療育手帳の交付を受けているもの。 (3)親族が身体障害者手帳の交付を受け１級から３級に判定されたもの。 (4)親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5)親族が(2)～(4)の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。 (6)常時介護とは、病院等で原則として週４日以上かつ週１６時間以上看護に従事することをいう。又は自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として週４日以上かつ週１６時間以上付添をしているものを含む。	保護者の状況により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。
災害復旧	(1)保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。	保育標準時間の区分とする。
求職活動	(1)保護者が求職活動（起業準備を含む）をすることを常態としているもの。ただし、3か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。	保育短時間の区分とする。

就学	(1)保護者が原則として月６４時間以上就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校、同法第１２４ 条に規定する専修学校、同法第１３４条第１項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。 イ 職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第１５条の７第３項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第２７条第１項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成２３年法律第４７号）第４条第２項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。	a 週３０時間（月120 時間）以上就学する場合は保育標準時間の区分とする。 b 月６４時間以上就学する場合は保育短時間の区分とする。ただし、アに該当する場合は除く。
虐待・ＤＶ	(1)児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。 (2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。((1)に該当する場合を除く。)	保育標準時間の区分とする。
育休継続	(1)保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められるものであって、次のものを含む。 ア 保護者の育児休業開始日において、児童が次年度に就学を控えているもの。 イ ３歳以上の児童について、当該地域に容易な受け入れ先がない場合に、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。 ウ ３歳未満の児童については、育児休業を取得する前から利用している場合で、当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思料される状況であり、当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。	保育短時間の区分とする。
その他	その他市長が認める場合	保護者の状況により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。

３　給付認定の申請及び利用の申込み

（1）申込み方法

申込みにあたっては、**必要書類を子育て支援課窓口までに提出**してください。

受付期間内に提出のあった申込みについて、利用調整の対象となります。

① 新年度４月からの利用を希望する場合

配布開始	11 月上旬
受付期間（※１）	11 月中 **※簡単な面接を行いますので、必ずお子さんと一緒にお越しください。**
結果通知（※2）（※3）	翌年１月下旬
利用者負担額（保育料）の通知	翌年３月下旬

※1　受付期間を過ぎた場合、４月利用の調整対象にならず、５月以降利用の調整対象となります。

※2　利用調整の結果、待機となった方には「施設利用保留通知書」を送付します。ただし、通知後であっても、内定辞退等で定員に空きが生じた場合、利用基準表に従って優先順位の高いお子さんから追加内定をいたします。

※3　発達や健康に関して心配のあるお子さんは、個別対応させていただくことがあります。また、施設の体制上、希望する施設で受け入れができない場合や利用開始時期が遅延する場合がありますので、ご了承ください。

② 年度途中からの利用を希望する場合

※利用の予約制度はありません※

利用調整時点での空き人数に応じて、結果を通知します。

配布開始	随時
受付期間（※1）	**利用希望月の前々月末日まで** **※簡単な面接を行いますので、必ずお子さんと一緒にお越しください。**
結果通知	**利用希望月の前月中旬**
利用者負担額（保育料）の通知	

※1　（例）８月１日からの利用希望の場合、申請書類の受付期間は６月 30 日までとなります。

4　申請に必要な書類

（1）お子さん一人につき一枚

□　**角田市教育・保育給付（２号・３号認定）認定申請書兼保育利用（調整）申込書**

記入にあたっては、P22 の記入例をご参照ください。

〈個人番号（マイナンバー）について〉
必要に応じて照会を行うことがあるため、個人番号を記入する欄があります。
保護者が必要な世帯全員の同意を得た上で記入してください。
提出時、申請者の個人番号を次の①②いずれかの方法で確認します。
①　個人番号カード
②　個人番号通知カード　＋　運転免許証等、身分が確認できるもの

□　**利用調査票**

世帯状況、お子さんの保育・健康状況等を記入してください。

□　**同意書**

保育施設利用にあたって必要な同意書となります。

※　保育施設等に入所できなかったことを理由とする**育児休業給付金の期間延長の手続きには、給付認定申請書の写し（受付印不要）が必要になります。提出された書類の返却・コピーは致しかねますので、必要な方は、事前にご自身で写しを取って保管ください。**育児休業給付金の期間延長の手続きについては、厚生労働省のホームページをご参照いただくとともに、就労先またはハローワークなどにご確認ください。

（2）保護者（父母）一人につき一枚

注　**70 歳未満の祖父母等の同居親族がいる場合、その方に関する書類もご提出いただきます。**提出がない場合、利用調整において減点の対象となります。

注　各様式は、一枚につきお子さん３名まで使用することができます。きょうだい等複数のお子さんについて申込む場合は、人数分をコピーして提出してください。

保育が必要な理由		書類の名前	添付書類及び注意事項
就労	雇用されている方 （会社員・公務員 ・パート・派遣社員 ・テレワーク等）	**就労証明書**	・勤務内定の場合は、雇用期間に雇用予定日、就労実績に開始後の見込み勤務時間を記入してください。勤務開始後に再度証明書を提出してください。 ・派遣社員の場合、派遣会社（派遣元）から証明をもらいます。派遣社員で育児休業中であるが、復職後の勤務先が未定の場合は、就労内定として扱います。 ・利用開始日時点で育児休業期間中の場合、復職後、復職証明書を提出してください。入所決定後、指定様式を配布します。
	自営業主（農業） 自営業専従者 家族従業者 業務委託	**就労証明書** **スケジュール表**	確定申告書（控）の写し等、事業による収入を確認できる書類 （確定申告の済んでいない方は開業届等事業を営んでいることがわかる書類）

妊娠・出産		**申立書**	母子健康手帳の父母氏名及び出産予定日が確認できるページの写し
疾病		**申立書**	医師の診断書(児童の保育が困難であることが明記され、疾病名、初診日及び通院（入院）期間の記載のあるもの)
障害		**申立書**	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等のいずれかの氏名及び等級が確認できるページの写し
介護・看護	介護･看護の対象となる方		【介護】 障害者手帳､介護保険被保険者証のいずれかの写し 【通所等付き添い】 通所証明書等、利用状況が確認できるもの
	介護・看護を行う方	**申立書** **スケジュール表**	
災害復旧		**申立書**	罹災証明
就学		**申立書**	在学証明書及び時間割等､一日の就学時間が確認できるもの
求職活動		**申立書**	雇用保険受給資格者証､ハローワークカード等いずれかの写し

（3）子どもや家庭の状況に応じて必要な書類

書類の名前	必要な場合	説明
事件係属証明書	保護者が離婚調停中の場合	―
児童の疾病にかかる診断書	利用を申し込むお子さんに治療中または経過観察中の疾病がある場合	・文書料がかかる場合があります。 ・保育施設でお子さんを受け入れるにあたり、お子さんの状況を把握するために用います。
障害者手帳等の写し	利用を申し込むお子さん、または同居世帯員に障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている場合	利用者負担額の軽減の算定に用います。
幼稚園・認可外保育所等利用（在籍）証明書	・就学前のきょうだいが新制度に移行しない私立幼稚園、特別支援学校幼稚部等を利用している場合 ・利用を申し込むお子さんが、認可外保育園、一時預かりサービス、職場内保育所（企業主導型保育事業を含む）等を週３日以上、有償で利用している場合	利用者負担額の軽減の算定及び利用調整で用います。
転入誓約書	角田市に転入予定の場合	利用内定後、転入の確認がとれない場合は、内定取消しとなります。

注　これらは原則書類です。家庭の状況に応じて、別途ご準備いただく場合があります。

5　利用調整

【利用調整】とは、利用調整基準に基づき優先順位を判定し、保護者が希望する保育施設の中から、利用できる保育施設を角田市が調整を行うことです。利用調整により、利用施設の決定後、「施設利用内定通知書」を送付します。

利用調整は、「角田市教育・保育給付（２号・３号認定）認定申請書兼保育利用（調整）申込書」に記入された希望の保育施設でのみ行います。例えば、第 2 希望以降が空欄の場合は、第 1 希望の保育施設でのみの利用調整となります。

以下の手順により点数および優先順位を決定します。

①「（1）基本点数表」により、世帯の保育が必要な状況に応じ基本点数を設定
②「（2）調整指数表」により、該当する内容に応じて加点・減点
基本点数及び調整指数の合算点数の高い世帯から保育の利用が可能となります。
③同一点数で並んだ場合、「（3）順位表」に規定する順位により、優先順位を決定

（1）基本点数表

事　由 （保育の必要性）	基本点数	父母（※1）が保育できない理由・状況（※2）
1．就労	100	月２０日以上かつ週４０時間以上又は週５日以上かつ１日８時間以上働いている。
	90	月２０日以上かつ週３０時間以上又は週５日以上かつ１日６時間以上働いている。
	80	週４日以上かつ週２４時間以上又は週４日以上かつ１日６時間以上働いている。
	70	週４日以上かつ週１６時間以上又は週４日以上かつ１日４時間以上働いている。
	60	月６４時間以上働いている。
2．就労内定	90	月２０日以上かつ週４０時間以上又は週５日以上かつ１日８時間以上の仕事に内定している。
	80	月２０日以上かつ週３０時間以上又は週５日以上かつ１日６時間以上の仕事に内定している。
	70	週４日以上かつ週２４時間以上又は週４日以上かつ１日６時間以上の仕事に内定している。
	60	週４日以上かつ週１６時間以上又は週４日以上かつ１日４時間以上の仕事に内定している。
	50	月６４時間以上の仕事に内定している。
3．出産	90	母が出産又は出産予定日の前後各８週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。
4．疾病	100	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥しており、保育が常時困難な場合。
	70	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が著しく困難な場合。
	50	疾病などにより、保育に支障がある場合。
5．障害	100	身体障害者手帳１～２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	90	複数の障害手帳等の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	80	身体障害者手帳３級、精神障害者保健福祉手帳２～３級、療育手帳A・Bの交付を受けていて、保育が著しく困難な場合
	60	身体障害者手帳４級以下の交付を受けていて、保育が困難な場合。

6. 介護・看護	100	週５日以上かつ１日７時間以上、臥床者・重症心身障害児（者）の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難な場合。
	80	週４日以上かつ１日４時間以上、病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育が困難な場合。
	50	月６４時間以上、病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育に支障がある場合。
	40	上記に該当しない範囲で、病人や障害者の看護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育に支障がある場合。
7. 災害復旧	100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。
8. 就学	80	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に週５日以上かつ週３０時間以上就学している。
	60	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に週４日以上かつ週１６時間以上就学している。
	40	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に、上記に該当しない範囲で就学している。
	30	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学予定である。
9. ひとり親	100	ひとり親世帯等で、週４日以上かつ週１６時間以上又は週４日以上かつ１日４時間以上（家庭外）働いている。
	90	ひとり親世帯等で、前項目の日数及び時間の仕事に内定している。又は月６４時間以上働いている。
	80	ひとり親世帯等で、月６４時間以上の仕事に内定している。
	70	ひとり親世帯等で、求職活動を行うことにより保育ができない場合。
10. 求職活動	70	生計中心者が倒産、リストラ等の事由により日々求職活動をしている場合。
	50	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合。
	30	上記の世帯以外で、求職中である場合。
11. 転所希望	※3	保育施設を利用しており、他の保育施設の利用を希望する場合。
12. その他	※4	児童福祉の観点から保育の必要性が高いと認められる場合。

（備考）

1　保育施設は保育所、認定こども園保育認定部分、地域型保育事業を指す（以下この表において同じ。）。

2　父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。

3　父母それぞれの基本点数の合算を、利用申込み児童の基本点数とする。

4　ひとり親世帯については、当該ひとり親の基本点数と100点との合算を、利用申込み児童の基本点数とする。

5　父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。

6　保育士の資格を持ち、保育施設※で、保育士として就労予定又は現に就労している場合は、基本点数によらず優先利用とする。ただし、当該施設が認定こども園の場合は、保育士及び幼稚園教諭免許状を持ち、保育教諭として就労（予定）していること。（※宮城県内・近隣の福島県内の市町村の施設）

7　20歳以上70歳未満の同居の親族等（祖父母・おじ・おば・きょうだい等）がおり、保育ができない場合は、これらの者についても保育の必要性を証明する書類を提出すること。

8　地域型保育事業の卒園児が、２号認定を受けて保育所を希望する場合は、保育所在籍児に準じ、別途調整を行う。（利用希望年度の前年度末に卒園児となる者に限る。ただし連携施設を設定している地域型保育事業の利用児童を除く。）

※1　父母がいない場合は、その他の保護者とする。

※2　事由１～2の就労時間数は法定休憩時間を含み、通勤時間は含まない。ただし、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。

※3　年度初月又はやむを得ないと認められる場合を除き、事由１～13に基づき算出した利用申込児童の基本点数に0.5をかけた点数を適用する。

※4　当該児童・世帯の状況に応じ、別途判断する。（虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合等。）

（2）調整指数表

	内　容	指数	該当する条件
保育の代替手段（右記のうち主たるもの1項目のみを適用）	児童を20歳以上70歳未満の同居の親族（祖父母・おじ・おば・きょうだい等）に預けることが可能である。（当該親族が求職中である場合を含む。）	-7	
	育児休業取得時に保育施設を退所し、復職時に利用申込みをする場合。	7	
	利用申込み時点で、申込要件を理由として、児童が保育施設に該当しない保育サービス（親族委託を除く）を週3日以上、有償で利用している場合。（※1）	5	求職活動を除く
	利用申込み時点で、前項目の期間が4か月以上の場合（前項目と重複しての加点は行わない。）	7	
	児童を職場内託児所（企業主導型保育事業を含む。）へ預けている。	2	
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合。	5	障害を除く
	保護者が身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B1以下の交付を受けている場合。	3	
	同居世帯員に看護・介護の必要な家族が複数人いる場合	4	介護・看護のみ
就労状況	就労内定のうち、就労開始時期が未定のもの。	-5	
	父母の一方が単身赴任で別居している場合。	6	
	申込み時点で求職活動中であり、求職活動状況を証明する書類がある場合	2	
きょうだいの状況	双子が同時に申込みをする場合。（三つ子以上の場合は、1人増えるごとに1点を加算する。）	3	
	保育施設を利用中の児童以外の児童の育児休業のため保育施設を退所し、復職時に再利用申込みをする場合で、育児休業の対象になったきょうだいも同時に利用申込みをする場合。	9	
	きょうだいが利用中の保育施設の利用を希望する場合。（当該保育施設の利用調整においてのみ加点の対象とする。）	7	
	未就学のきょうだいを保護者等が保育している場合。（当該きょうだいが保育施設の利用が不可能な月齢である場合及び介護・看護の対象児童・待機児童である場合を除く。）	-3	
その他	正当な理由なく保育施設の利用内定を辞退するなど、公正な利用調整に支障を来たすような行為を行った場合。（利用希望日が同一年度内の利用申込みに限る。）	-9	
	児童の家庭状況から特に必要と認める場合。	※2	

※1　利用申込みについて保留となった場合、当該利用申込みにかかる同一年度内の利用調整については、「利用申込時点」を「利用調整時点」に読み替える。事項についても同じ。

※2　特に必要があると認める場合には、別途調整指数を設けることができることとする。

（３）順位表

1	基本点数（１）及び調整指数（２）の合計点数が高い。
2	ひとり親家庭、生活保護世帯（就労による自立支援につながる等）、生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合、子どもが障害を有する場合。
3	要件間の優先順位（①～⑨の順）①災害　②就労　③就労内定　④疾病　⑤障害　⑥出産　⑦介護・看護　⑧就学　⑨求職中
4	祖父母又は 20 歳以上のおじ・おば・きょうだい（介護・看護の対象でないもの）と同居していないこと。
5	就労等をしており、認可外保育施設、一時預かり等をすでに利用している。
6	当該保育施設の希望順位が高いもの。
7	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯。
8	経済的状況（合計所得金額の低い世帯を優先する）

※　保育利用調整は、特に定めのある場合を除き、利用開始希望日を基準日とする。

※　保育サービスの必要量の安定的な確保のため、入所申請書に記載された希望施設のうち、公立保育所よりも私立保育施設等への入所調整が優先される場合があります。

６　利用者負担額

■角田市保育料無償化について（0～2 歳児クラス）

角田市独自の事業として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和６年４月より０～2 歳児クラスの保育料が無償化されています。

■幼児教育・保育無償化について（3～５歳児クラス）

3～5 歳児クラスについては、令和元年１０月より国の制度で保育料が無償化されています。

副食費は無償化の対象外であり、保護者負担となります。副食費は園ごとに異なります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯及び第３子以降のお子さんについては、副食費が免除されます。

7　給付認定後

（1）支給認定証の交付

利用内定・待機にかかわらず、保育を必要とする事由に該当するお子さん全員に「支給認定証」を交付します。交付後、認定内容に変更があった場合は、変更申請書（届）の手続きが必要となりますので、子育て支援課にお申し出ください。手続き後、認定が変更となる場合は新たな「支給認定証」を交付します。

変更手続きに必要な書類	・「角田市教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」 ・変更を証明する書類（就労証明書など） ・支給認定証
提　　出　　先	入所前　子育て支援課 入所後　利用する施設
提　出　期　限	毎月 25 日まで ※当日が土・日・祝日に当たる場合は、その直前の日

変更内容			申請書の添付書類
保護者の連絡先が変更になった			―
氏名変更	子どもまたは保護者		―
家族構成の変更 ※正式決定した日の翌月から変更となります。	保護者の離婚		―
	保護者の婚姻		○婚姻相手の保育の事由を証明する書類 ○婚姻相手が転入者の場合は、前所在地の市町村が発行する課税証明書
	上記以外 例：祖父母と別居・同居、新しいお子さんの誕生		―
保育の事由	就労 保育必要量（標準時間・短時間）は、就労時間によって決定されます。	求職から就職した 転職した	○就労証明書 証明書の内容について、就労先事業所等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。
		育児休業明けで復職する	
		育児休業を取得する	
		就労日数、就労時間等が変わった	
	疾病・障害	病気になった	○申立書 ○医師の診断書（児童の保育が困難であることが明記され、疾病名、初診日及び通院（入院）期間の記載のあるもの）
		障害を持った	○申立書 ○身体障害者手帳等の写し（手帳番号、本人欄、障害名が確認できるページ）
	家族の介護または看護をはじめる	介護	○申立書 ○スケジュール表 ○身体障害者手帳や介護保険被保険者証の写し
		看護 ※通所付き添いなど	○申立書 ○スケジュール表 ○通所証明書の写しまたは医師の診断書
	災害復旧		○申立書 ○罹災証明等

	退職等により、求職活動を行う	○申立書 ○ハローワークカードの写し
	就学する	○申立書 ○在学証明書 ○時間割の分かるもの
	出産する	○申立書 ○母子手帳の写し

※上記は原則書類となりますので、不明な点は子育て支援課までお問い合わせください。
また、事情に応じて、上表にない場合でも子育て支援課から連絡をさせていただく場合があります。

（2）利用の開始にあたって

①入所に係る保護者への説明について

内定施設において入所前に保護者への説明を行います。（内定通知後、施設から連絡が入ります。）

②認定こども園、小規模保育事業所を利用するお子さんについて

利用開始前に事業者と個別に利用契約を行います。

③慣らし保育

集団生活に慣れるには個人差があり、初めからの長時間保育は、お子さんに大きな負担となります。利用開始日から、集団生活への適応等を目的として通常の保育時間よりも短い時間に限定して保育する「慣らし保育」（おおむね 1～2 週間程度）を行います。年齢等により、個人差があります。

慣らし保育期間中は、早めのお迎え等、ご協力が必要となりますのであらかじめご承知ください。

利用開始時点で、育児休業期間中の方については、利用開始日（月初め・１日付け）から翌月の１日までに復職していただきます。復職後、復職証明書を提出してください。

（例）6月１日入所の場合、7月 1 日までに復職していただきます。

④現況届

年に一度、現況届の提出があります。現況届とは、法の定めにより、施設の利用者が保育を必要とする事由に該当していることの確認のために必要な手続きです。保護者の方の保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）を提出していただきます。手続き時期が近づいたら、別途詳細をお知らせします。

⑤「求職活動」として利用される場合

給付認定の有効期間は、開始日から 90 日を経過する月の末日になります。このため、**「求職活動」を理由とした認定期間の終了後に、連続して「求職活動」で認定を受けることはできません。**就職された場合は、必ず提出期限までに変更手続きを行ってください。

⑥利用中の注意事項

無断または特別な理由なく、長期間（おおむね 1 か月以上）利用がなかった場合、給付認定の有効期間中であっても、認定の取消（退所）を行うことがあります。

また、退所を希望される場合は施設の定めにより、手続きを行ってください。

手続きなく**無断欠所した場合や手続きが遅れた場合**でも、**実際の利用状況にかかわらず副食費等が発生しますので、ご注意ください。**

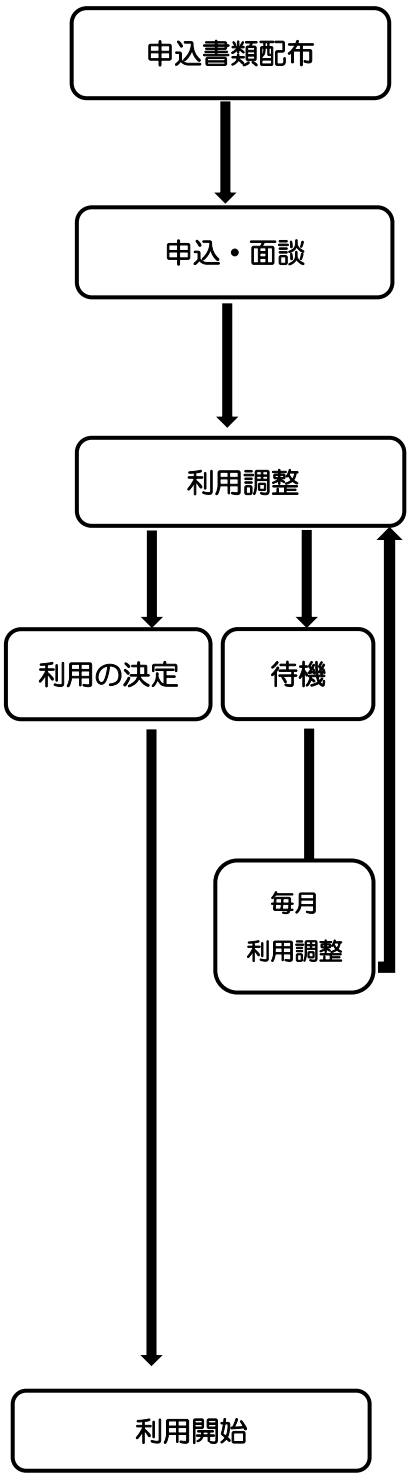
（3）待機となったお子さんの保護者の方へ

施設の定員ごとの空き枠がない等、待機となった場合、「施設利用保留通知書」を送付します。

申請は、申込年度中において有効ですので、申請内容の変更や申し込みの取下げなどがない限り、年度末まで毎月利用の調整を行います。

支給認定証は、大切に保管してください。

保育施設申込みから利用までの流れ



【申込書類配布】

〇配布場所：子育て支援課（ウエルパークかくだ内）

〇簡単な聞き取りを行い、申込み書類（家庭状況により異なる）を保育の必要性がある方へ、配布します。

【申込先・面談】

〇申込先：子育て支援課

〇お子様の健康状況等の簡単な聞き取りがありますので、お子様と一緒に来庁してください。

【利用調整】

〇提出書類をもとに優先度の高いご家庭から順に内定とします。

〇先着順や抽選ではありません。

【入所決定した方】

〇利用希望月の前月中旬「支給認定証」・「施設利用内定通知書」「利用者負担額決定通知書」を送付します。（新年度４月入所の方は、１月下旬「支給認定証」・「施設利用内定通知書」を送付します。「利用者負担額決定通知書」の送付は、別途、３月下旬を予定しています。）

〇内定施設から連絡があり、説明会があります。

（重要事項や準備物の説明、お子様の生活状況の聞き取り等）

【待機になった方】

〇待機になった場合、郵送で「施設利用保留通知書」と「支給認定証」を送付します。

〇申込年度の３月入所まで、毎月利用調整の対象となり、内定した場合のみ連絡します。

〇申込みの取下げを行う時はご連絡下さい。

〇待機の方で翌年度も利用を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

【利用開始】

〇入所当初は集団生活に慣れるまで慣らし保育があります。

よくある質問

Q 年齢に関係なく保育料が無償になりますか?

A 全クラス保育料無償となります。なお、副食費・延長保育料・教材費・保護者会費等は無償化の対象にはなりません。

Q 各保育施設の見学はできますか?

A 地理的な把握も含めて、見学されることをお勧めします。どんな保育を大切にしているかなど、それぞれ保育施設ごとに特色がありますので、直接見たり聞いたりして見学の時によくご確認ください。
　見学を希望される際は、希望する保育施設に連絡して、日時の調整をしてください。

Q 利用を希望する保育施設名はたくさん記入した方がいいですか？

A 希望する保育施設が多いほうが選考の範囲が広がります。希望されない保育施設は調整いたしません。（希望されない施設に空きがあって、入所できる状態であってもお声がけすることができず、待機となってしまいますのでご了承ください。）なお、内定決定後入所を取り消すと、年度内の選考において調整指数が減点されますのでご注意ください。

Q 申込み時点で、まだ産まれていない子どもの申込みはできますか？

A 出生後からの申込みをお願いします。また、受入月齢は施設ごとに異なります。

Q 祖父母と世帯分離していても、申請書に記入しなければなりませんか？

A 世帯分離されていても、同一住所に住んでいる場合は同居とみなされますので、記入をお願いしています。また、申請時に記入がなく、後日同居の事実が分かった場合、同居の方の状況を確認する書類が追加で必要になることがあるので、必ず申請時に記入してください。

Q 支給認定証が自宅に届きました。保育施設の利用はすぐできますか？

A 支給認定証は保育施設入所の決定通知ではありません。保護者の方の就労状況等を基に、保育施設が必要であると認められた証となります。保育施設を利用するにあたり必要なものとなりますので、大切に保管してください。

Q 求職活動中であったため「保育短時間」認定で在所していますが、就労が決まったので就労日から「保育標準時間」に変更できますか？
A 保育施設の利用中に、認定変更が生じた場合は、変更希望月の前月 25 日までに、変更申請書にその旨をご記入のうえ、就労証明書とともにご提出ください。各月 1 日現在における保護者の保育を必要とする理由に応じて、（子ども・子育て支援法第 20 条第 3 項）月を単位として保育時間を認定していますので、月途中からの変更はできません。

Q 求職活動認定で在所中ですが、認定の有効期限までに就労できなかった場合に、この期限を延長し在所することはできますか？
A 「求職活動」認定での有効期間は、認定された日から 90 日を経過する日の属する月の末日となります。認定の有効期限までに、就労が決まり就労証明書をご提出いただくか、その他の保育が必要な事由の確認書類をご提出いただけない場合は退所となります。

Q 保育施設に入所した後に、他の施設に希望したら入れますか？

A 他の施設を希望するというのは、転所にあたります。
転所の場合、入所時と同じように点数制をとらせていただきます。その際は、点数に 0.5 をかけた数が点数となります。転所希望先の施設で、点数の高い方から入所となり、空きがあった場合は転所できるようになりますが、空きがない場合は転所できません。基本的に一度入所が決まった場合、その施設に就学前まで在所することになります。
　小規模保育施設に入所された方は、選考なしで 3 歳児クラスから連携施設へ進級することができます。

8　記入例

様式第2号(第2条関係)

角田市教育・保育給付認定(2号・3号認定)申請書兼保育利用(調整)申込書

角田市長　殿
角田市社会福祉事務所長　殿

令和　●年　●月　●日

提出日をご記入ください。

☐ 転所希望	
※すでに保育施設等を利用中の方が転所を希望する場合はレ点を入れてください。	
理由	

保護者※						
現住所	角田市▲▲字■■100番地					(　　方)
フリガナ 氏名	カクダ タロウ 角田 太郎					
電話 (優先的に使う連絡先を○で囲んでください)	自宅	0224	―	63	―	○○○○
	携帯(父)	090	―	××××	―	××××
	携帯(母)	090	―	△△△△	―	△△△△

※　上記保護者に対して、各種書類の通知等を行います。

教育・保育給付の認定について、次のとおり申請します。

利用開始日は、月の初日となります。

保育を希望する期間	令和 ● 年 ● 月 1 日 ☑就学前まで ☐その他(　年　月　日まで)	※どちらかにレ点を入れてください。
保育必要量の区分	☑ 保育標準時間認定　☐ 保育短時間認定	※どちらかにレ点を入れてください。
保育を希望する時間	8 時 30 分 ～ 17 時 30 分	

保育施設・事業の利用(調整)について、次のとおり申し込みます。 ※ 空欄の場合は、希望しないものとみなします。

利用希望				
【 】に希望順位を記入	【 】中島保育所	【 】角田光の子保育園	【 】なかよしこどもえん	【 】その他
	【 】角田なかよし保育園	【 】キッズフィールド角田旭町園	【 】さくら保育園	

世帯構成※　父母及び同住所に住んでいる人全員(世帯分離している人も含む。)について記入してください。

区分	氏名	児童との続柄	性別	年齢	生年月日	勤務先・通学先等	個人番号
申請に係る児童	(フリガナ) 角田 二郎	本人	(男)・女	4	H ●・●・●		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
児童の世帯員	角田 太郎	父	(男)・女	39	S H R ●・●・●	㈱○○会社	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	角田 花子	母	男・(女)	39	S H R ●・●・●	㈱△△商事	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	角田 一郎	兄	(男)・女	9	S H R ●・●・●	▽▽小学校	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	角田 太助	祖父	(男)・女	69	S H R ●・●・●	㈱○○会社	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	角田 梅子	祖母	男・(女)	69	S H R ●・●・●	□□病院　入院中	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	角田 太一	叔父	(男)・女	36	S H R ●・●・●	㈱□□会社	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
			男・女		・　・		

世帯構成員は、記入日時点の状況をご記入ください。
ただし、現状と利用開始希望日時点での同居世帯構成員が異なる場合は、その旨をわかるよう両方記入してください。

該当有無	ひとり親世帯	有・(無)	在宅障がい者*1	有・(無)	生活保護受給	有・(無)

*1：在宅障がい者…上記の世帯構成員に身体・精神障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当を受けている方、障害基礎年金を受給している方。

保育が必要な理由　※ いずれかにレ点を入れてください。

父親	☑就労・就労内定		☐疾病・障がい	☐介護・看護	☐災害復旧	☐求職中	☐就学	☐その他(　)
母親	☑就労・就労内定	☐妊娠・出産	☐疾病・障がい	☐介護・看護	☐災害復旧	☐求職中	☐就学	☐その他(　)

P7 の表に従い、いずれかを選択してください。保育標準時間に該当する方であっても、保育短時間を希望することができます。

☑ 次の事項に同意します。　※レ点を入れてください。

1　この書類及び添付書類の写しを、必要に応じて、市が利用内定の施設・事業者に送付すること。
2　選考及び利用者負担額算定のため、市が必要な情報を調査又は関係機関へ照会すること。
3　認定事務及び利用調整事務が集中するため審査に時間を要することから（その他待機の場合を含む。）、支給認定証の交付を、延期して通知を行うことがあること。
4　保護者は、１，２，３ 全ての項目について、世帯員の同意を得た上で記入すること。